

夏休み若者向け消費生活トラブル注意報発令中！！

学生が夏休みに入るこの時期は、若者からの消費生活に関するトラブルが増える傾向にあります。気分が開放的になりがちなのこの時期、若者をさまざまな悪質商法が狙っています。おいしい話には十分注意してください。

あなたを狙う手口

●有料サイトトラブル●

パソコンや携帯でURLや画像をクリックしただけで、登録完了とし、サイトの利用料金を請求する不当な手口。

怪しいサイトへのアクセスは控えましょう。

★アドバイス★

契約が適正に行われていなければ、利用契約は成立しませんので、支払い義務はありません。

請求元には連絡せず無視してください。無料だからといって興味本位にアクセスしないようにしましょう。



●マルチ商法●

商品を購入して会員になり、知人を新たに勧誘して商品を販売すれば手数料が入るというシステム。

儲かる保証はありません！

★アドバイス★

思うように販売員を勧誘できず、多額の借金と商品の在庫を抱えることとなります。嘘をついて勧誘すると処罰の対象にもなります。勧誘した知人との関係も悪化させることにもなります。

●キャッチセールス●

「アンケートに答えて」「エステの無料体験どうぞ」などと路上で声をかけ、喫茶店などに連れて行き、商品やサービスなどの契約を迫る手口。

声をかけられても安易についていかないで！

★アドバイス★

出入りの少ない場所で長時間、しつこく勧誘され、契約をしないとい帰れない雰囲気になってしまいます。「サンプル配布」や「無料体験」などの誘い文句に惑わされ、興味本位についていくことは避けましょう。

●デート商法●

自宅への電話、出会い系サイトなどで知り合った異性をデートを装って呼び出し、親密になったところで高額なアクセサリーなどの購入の契約をさせる手口。

見知らぬ異性からの誘いは、「商品の契約が目的！！」と疑いましょう。

★アドバイス★

商品の契約後、クーリング・オフ期間がすぎた途端に音信不通になり、高額な支払いだけが残ってしまいます。



トラブルを防ぐには

- **待っているのは大きな落とし穴！**
「おいしい話はない」ということを肝に銘じておきましょう。
- **あいまいな返事はトラブルのもと！**
必要のないものは「いりません」とキッパリと断りましょう。
- **周りに相談してからでも遅くない！**
その場ですぐに契約をしないようにしましょう。
- **まずは相手を知る！**
日頃から悪質商法などの情報に関心を持つようにしましょう。

契約内容によっては、クーリング・オフできる場合があります。
あきらめずにお住まいの市町村窓口、又は県消費生活センターに相談しましょう。



30歳未満の相談傾向

H20年度
相談状況

教室・講座 2%
アクセサリ
購入 2%
文具・事務用品 3%

